

# 材 料 検 査 実 施 基 準

令和 4 年 4 月

府中市総務管理部

# 目 次

材料検査実施基準	1
別表1 検査方法及び検査対象材料の範囲	3
別表2 品目別検査区分表(建築工事)	4
別表2 品目別検査区分表(電気設備工事)	7
別表2 品目別検査区分表(機械設備工事)	12
別表2 品目別検査区分表(土木工事)	18
材料検査計画申請書[第1号様式(材検)]	20
工場等検査申請書[第2号様式(材検)]	21
工場試験等報告書[第3号様式(材検)]	22
材料搬入報告書[第4号様式(材検)]	23
材料搬入報告書[第4号様式の2(材検)別紙]	24
材料搬入集計表[第4号様式の3(材検)別紙]	25
工場等検査報告書[第5号様式(材検)]	26
材料検査を行う主な機器及び材料一覧表	27・28

# 材料検査実施基準

## (目的)

- 第1 この基準は、府中市工事請負契約書契約条項(約款)の規定に基づき、建築施設課において試行する工事に使用する材料の検査(以下「材料検査」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

## (材料検査の実施)

- 第2 材料検査は、すべてその工事を監督する監督員により行うものとする。  
材料検査に関する事務は、監督員が所属する建築施設課の課長(以下「課長」という。)が中心となり、監督員により処理しなければならない。

## (材料検査の種類)

- 第3 材料検査の種類は、試験による検査、確認による検査及び照査による検査とする。

## (検査方法及び検査対象材料の範囲)

- 第4 材料検査の種類別の検査方法及び検査対象材料の範囲は、別表1に定める通りとする。

## (品目別検査区分等)

- 第5 材料の品目別検査区分は、別表2に定めるとおりとする。  
2 課長は、別表2に定める検査区分によることが適当でないと認める場合には、その検査区分を変更することができる。

## (材料検査計画書)

- 第6 材料検査は、本基準に基づき監督員と協議し受注者が作成した第1号様式(材検)による「材料検査計画書」に基づき行うものとする。

## (工場等検査申請書等)

- 第7 工事現場以外で行う検査は、受注者から第2号様式(材検)による工場等検査申請書の提出を受けて行うものとする。  
なお、課長の判断で、監督員の立会を省略することができる。  
2 前項の規定により監督員の立会を省略した場合は、受注者に第3号様式(材検)による工場試験等報告書を提出させて処理する。

## (材料搬入報告書)

- 第8 工事現場で行う検査は、受注者から第4号様式(材検)による材料搬入報告書の提出を受けて行うものとする。ただし、課長があらかじめ認めた品目についてはこの限りでない。  
2 課長が適当であると判断した品目については、前項の材料搬入報告書に必要な資料を添付させることにより、監督員の立会を省略することができる。

## (検査結果の報告等)

- 第9 監督員は、第7第1項の工場等検査を完了したとき又は材料検査を完了した場合において、府中市工事請負契約書契約条項(約款)の規定により請負者に必要な指示をしたときは、第5号様式(材検)による工場等検査報告書に、検査資料を添付して、課長に報告しなければならない。  
2 課長は、工場等検査完了の報告を受けたときは、すみやかに、その結果を受注者に通知しなければならない。

## 付則

この基準は、平成12年4月1日から施行する。

## 付則

この基準は、平成26年3月1日から適用する。

## 付則

この基準は、平成27年4月1日から適用する。

付則

この基準は、平成29年4月1日から適用する。

付則

この基準は、令和元年11月1日から適用する。

付則

この基準は、令和4年4月1日から適用する。

(解説)

第9第2項に基づく通知は、下記の報告書の写しの交付をもって代えることができるものとする。

工事現場外 監督員の立会検査 「工場等検査報告書」 (別記第5号様式)

〃 監督員の立会省略 「工場試験等報告書」 (別記第3号様式)

工事現場 材料搬入報告書提出 「材料搬入報告書」 (別記第4号様式)

なお、材料搬入報告書の提出を省略した品目の検査結果は、検査を行った監督員が通知することができるものとする。

## 別表1 検査方法及び検査対象材料の範囲

検査の種類	検査方法	検査対象材料の範囲	備考
試験による検査	<p>監督員の立会いのうえ材料の製作者の試験設備(工場・試験場等)において試験を行い、その結果得られた成績表に基づき検査をする。</p> <p>公的な試験機関(国立、公立、その他これに準ずる試験研究機関、大学等)において試験を行い、その結果得られた試験成績表に基づき検査をする。</p>	<p>次の材料のうち、試験による検査によらなければ材料の適否を判断することができないと認められるもの。</p> <p>新製品、特殊製品等で当該製品の品質、性能を判定する必要がある材料。</p> <p>設計図書で試験による性能等の確認を指定されている材料。</p>	<p>検査方法の場合においては監督員の立会いを要しない。</p>
確認による検査	<p>設計図書、製作図、試験成績表、カタログ等に基づき検査をする。</p>	<p>試験による検査及び照合による検査の対象とされる材料以外の材料。</p>	<p>検査方法の欄における試験成績表は、監督員の立会いを要しないで材料の製作者の試験設備を利用して試験を行った結果得られたものを言う。</p>
照合による検査	<p>規格を証するマーク等に基づき検査する。</p>	<p>JISその他の規格を証明するマーク等の表示されている規格品。</p>	

## 別表2 品目別検査区分表(建築工事)

(注)確認による検査の欄における種別は、次の区分による。

印は、試験成績による。

印は、設計図書または、製作図による。

印は、見本(現物見本を含む)又はカタログによる。

検査の種類	品目	試験	確認	照合	備考
工事等の区分					
土工事	土(埋戻し、盛土)				
地業工事	既製コンクリート杭				JIS規格品等の場合
	鉄筋				JIS規格品等の場合
	コンクリート				
	砕石、砂、砂利				
鉄筋工事	鉄筋				JIS規格品等の場合
コンクリート工事	コンクリート				
	合板型枠				JIS規格品等の場合
	鋼製デッキプレート				
鉄骨工事	鋼材				JIS規格品等の場合
	高力ボルト				JIS規格品等の場合
	デッキプレート				
	製品				
コンクリートブロック ALCパネル及び 押出成形セメント板工 事	ブロック				JIS規格品等の場合
	ALCパネル				JIS規格品等の場合
	押出成形セメント板				

検査の種類	品目	試験	確認	照合	備考
工事等の区分					
防水工事	ルーフィング				JIS規格品等の場合
	塗膜防水主材				JIS規格品等の場合
	シーリング				JIS規格品等の場合
石工事	石材				
タイル工事	タイル				
木工事	木材				
屋根及びとい工事	長尺金属板				
	折板				
	とい				
金属工事	金属製品				
	金属材料				
左官工事	左官材料				
建具工事	アルミニウム製建具				
	鋼製建具類				
	木製建具				
	シャッター				
ガラス工事	ガラス				
カーテンウォール	PCカーテンウォール				
塗装工事	塗材				
内装工事	内装材料				
ユニットその他工事	ユニット製品(内部)				

検査の種類	品 目	試 験	確 認	照 合	備 考
工事等の区分					
外構工事	ユニット製品				
	舗装材料				JIS規格品等の場合
	舗装工事製品				
植栽工事	樹木				
	株物				
	芝類				
その他					

(注) 上表の品目で、JISその他の規格品は、照合による検査を行う。



## 別表2 品目別検査区分表(電気設備工事)

(注)確認による検査の欄における種別は、次の区分による。

印は、試験成績による。

印は、設計図書または、製作図による。

印は、見本(現物見本を含む)又はカタログによる。

検査の種類 工事等の区分	試験による検査	種類	確認による検査	照合による検査	備考
(普通高圧)	特別高圧スイッチギア				
	系統連携保護装置				
	特別高圧監視制御装置				
	特別高圧機器				
	キュービクル式配電盤		電力ヒューズブライマリイカットアウト		
	開放型配電盤		遮断機・断路器		
	高圧スイッチギア		避雷器		
	変圧器盤		保護網、縞鋼鈑		
	コンデンサ盤		銅棒、銅帯		
	低圧スイッチギア		接続クランプ類		
			変圧器、コンデンサー	電線管類及び付属品 フロアダクト	
			制御盤、分電盤 端子盤類		
			バスダクト	メタルモーチング	
			ワイヤリングダクト	電線ケーブル類	

検査の種類 工事等の区分	試験による検査	種類	確認による検査	照合による検査	備考	
						自家発電工事
支持金物類						
接地材料						
地中箱類						
電柱(木製)						
ブロックマンホール、ブロックハンドホール						
原動機						
発電機(50KVA以下)						
原動機	自家発電装置の補機					
発電機(50KVAを超える場合に限る)	油槽					
	水槽					
	架台					
	空気槽					
太陽発電装置						
燃料発電装置						
風力発電装置						
直流電源装置	整流装置 200AH以上の蓄電池に付属する場合に限る。	整流装置 200AH以上の蓄電池に付属する場合に限る。				
交流無停電電源装置(UPS)	UPS	簡易形UPS				

検査の種類 工事等の区分	試験による検査	種類	確認による検査	照合による検査	備考
電力工事 (屋内外工事)	照明器具 (特注品)		照明器具 (市販品)	照明器具 (公共照明器具)	
			水位電極	配線器具類	
			接続器類	電動機用遮断器	
			換気扇	ヒューズ類	
			自動点滅器		
(舞台照明)	調光装置		舞台照明器具		
避雷針工事			導線	突針	
			標注		
中央監視制御設備工事	警報盤				
	監視制御装置				
弱電工事			拡声装置 (ハイインピダンス)		
			非常放送装置		
			映像、音響 (ローインピダンス)		
			マイクロホン		
			テープレコーダー		
			CDプレーヤー		
			スピーカー		
			VTR		
			カラーモニタ		
		プロジェクタ			

検査の種類 工事等の区分	試験による検査	種類	確認による検査	照合による検査	備考
			スクリーン		
			書画カメラ		
駐車場管制装置			制御盤		
			検知器		
			信号灯・警報		
			発券機		
			カーゲイト		
自動火災報知装置			受信機(P・R)		
ガス漏れ火災報知装置			副受信機・CRTなど		
自動閉鎖装置			自動閉鎖装置		
非常警報装置			非常警報装置		
			空気管		
			電鈴		
			送受話器		
			試験器		
			表示灯		
			起動リレー		
			総合盤		
			火災報知標識盤		
			非常通報器		
	舞台音響一式 音響装置		拡音装置一式		
			レコードプレーヤ		

検査の種類 工事等の区分	試験による検査	種類	確認による検査	照合による検査	備考
			B・G・M装置		
			テープレコーダ		
			L・L装置		
			監視カメラ装置		
			出退表示装置		
			情報表示装置		
			インターホン類		
			ナースコール類		
			ラジオ共同聴取用 機器類		
			親電気時計		
			子電気時計		
その他 特殊設備 特殊機器	その都度定める				この表に ない品 目につ いては、 課長が その都 度定め る。

## 別表2 品目別検査区分表(機械設備工事)

(注)確認による検査の欄における種別は、次の区分による。

印は、試験成績による。

印は、設計図書または、製作図による。

印は、見本(現物見本を含む)又はカタログによる。

検査の種類	品 目	試 験	確 認	照 合	備 考
工事等の区分					
共通工事	水槽類				
	ボイラー類				
	膨張タンク				
	ポンプ類(含水中)				
	防振架台				
	ヘッダー類				
	煙道				
	減圧弁				
	管類				
	継手類				
	配管用支持金物				
	配管用接合材料				
	配管用補助材料				
	防振継手類				
	可とう継手類				
	保温材、外装材、 補助材				
	塗装剤、防錆材				
一般用弁類					

検査の種類	品 目	試 験	確 認	照 合	備 考
工事等の区分	電磁弁類				
	ストレーナ類				
	計器メータ類				
	マンホールふた類				
	弁きょ類				
給水・消火・衛生設備 工事	ろ過機				
	飲料用冷水機				
	消火栓箱				
	消火栓弁類				
	特殊消化機材				
	衛生陶器類				
	衛生器具類				
	ボールタップ類				
	給水栓類				
給湯設備工事	貯湯タンク				
	温水発生機				
	湯沸器類				
	排気筒				
排水設備工事	グリース阻集器				
	床排水金物類				
	通気金物類				
	掃除口類				
	トラップ類				

検査の種類	品目	試験	確認	照合	備考
工事等の区分					
	桧材				
厨房器具設備工事	冷蔵庫類				
	加熱調理機器類				
	食器洗浄機類				
	流し・作業台類				
	棚類				
蒸気暖房設備工事	還水タンク				
	蒸気用安全弁				
	放熱器使用器具類				
	配管使用器具類				
	トラップ類				
ガス設備工事	燃焼機器類				
	警報・安全装置				
	コック類				
熱源機器設備工事	冷温水発生機				
	冷凍機				
	冷却塔				
	空気熱源HP				
	空気熱源GHP				
空気調和機設備	ユニット形空気調和機				
	ファンコイルユニット類				



検査の種類	品目	試験	確認	照合	備考
工事等の区分	パッケージ形空気調和機				
	コンパクト形空気調和機				
	空気清浄装置				
	送風機類				
	全熱交換器				
	圧力扇				
	天井換気扇				
風道設備工事	吸込口類				
	吹出口類				
	排煙口類				
	ダンパー類				
	フード類				
	風量ユニット類				
	グリスフィルター				
	ダクト用材料				
	スパイラルダクト				
	ダクト接続材料				
	ダクト吊り金物				
	たわみ継手				
	風量測定口				
自動制御設備機器	監視盤				
	総合操作盤				

検査の種類	品 目	試 験	確 認	照 合	備 考
工事等の区分	温湿度検出器類				
	温湿度調整器類				
	操作機器類				
	補助機器類				
その他関連工事	制御盤類				
	電動機				
	機会架台				
	コンクリート				
	鉄筋				
	鋼材				
	骨材類				
	電線管				
	電線類				
昇降機設備工事 エスカレーター設備 工事	機器類及び付属品				
特殊配管設備工事	機器類及び付属品				
特殊消火設備工事	機器類及び付属品				
搬送装置設置工事	機器類及び付属品				
特殊排水処理設備工 事	機器類及び付属 品				
コージェネシステム工 事	機器類及び付属 品				
その他設備工事	医療機器類				
	洗濯機器類				

検査の種類	品 目	試 験	確 認	照 合	備 考
工事等の区分					
	ダムウエーター				
その他 特殊設備 (特注製品)					
					この表にない品目については、課長がその都度定める。

## 別表2 品目別検査区分表(土木工事)

(注)確認による検査の欄における種別は、次の区分による。

印は、試験成績による。

印は、設計図書または、製作図による。

印は、見本(現物見本を含む)又はカタログによる。

検査の種類	品目	試験	確認	照合	備考
工事等の区分					
土工(埋戻し、盛土)	砂、改良土、粒状改良土				
地盤改良工	セメント類				JIS規格品等の場合
	安定処理用石灰				JIS規格品等の場合
	固化材(セメント系ほか)				
コンクリート工	鉄筋				JIS規格品等の場合
	レディミックスコンクリート				
基礎工	砕石類				JIS規格品等の場合
	割ぐり石				
	既製コンクリート杭				
	鋼くい(鋼管、H鋼等)				
街築工事	コンクリート製品類(U・L型、人孔、ブロック等)				JIS規格品等の場合
	陶管				JIS規格品等の場合
舗装工事	砕石類				再生材は確認
	舗装用コンクリート平板				JIS規格品等の場合

検査の種類	品目	試験	確認	照合	備考
工事等の区分	インターロッキング				
	舗装用タイル				
	アスファルト混合物等				
	道路施設(安全施設等)				
植栽工事	樹木、芝等				
	土壌改良材				
	肥料、農薬				
その他	鋼材類(鋼鈹、鋼管、鋼矢板等)				
	ネットフェンス				
	目地材(板、注入)				
	配管材料(塩化ビニール管)				
					この表にない品目については、課長がその都度定める。

(注) 上表の品目で、JISその他の規格品は、照合による検査を行う。



## (第 回)工場等検査申請書

1 工 事 名

2 検 査 場 所

3 検 査 品 目

4 検査予定年月日 令和 年 月 日

5 検 査 内 容 別紙検査概要書のとおり

上記のとおり材料検査をお願いします。

令和 年 月 日

府 中 市 長

受注者 住 所

氏 名

現場代理人 氏 名

工事監理業務受託者		担当技術者	
-----------	--	-------	--

## (第 回)工場試験等報告書

- 1 工 事 名 工事
- 2 試 験 場 所
- 3 試 験 品 目
- 4 試 験 年 月 日 令和 年 月 日
- 5 試 験 等 の 結 果 別紙検査概要書のとおり

上記のとおり材料試験等の結果を報告します。

令和 年 月 日

府 中 市 長

受注者 住 所

氏 名

現場代理人 氏 名

工事監理業務 受託者の報告	上記のとおり相違ありません。 担当技術者
------------------	-------------------------

担当現場監督員の確認	担当現場監督員
------------	---------



## (第 回)材料搬入報告書

- 1 工 事 名 工事
- 2 工 事 場 所 東京都府中市 丁目 番地
- 3 品 質 そ の 他 別紙材料搬入報告書のとおり

別紙の材料を現場に搬入したので資料を添えて報告します。

令和 年 月 日

府 中 市 長

受注者 住 所

氏 名

現場代理人 氏 名

工事監理業務  
受託者の報告

上記のとおり相違ありません。

担当技術者

担当現場監督員の確認

担当現場監督員





## (第 回)工場等検査報告書

- 1 工 事 名 工事
- 2 試 験 場 所
- 3 検 査 品 目
- 4 検 査 種 別 試験 ・ 確認 ・ 照合
- 5 検 査 年 月 日 令和 年 月 日
- 6 検 査 の 判 定 合格 ・ 不合格

上記のとおり材料検査を完了しましたので報告します。

令和 年 月 日

建 築 施 設 課 長

担当現場監督員  
氏 名

## 材料検査を行う主な機器及び材料一覧表(1)

建築工事	電気設備工事	機械設備工事	
		給排水衛生設備工事	空気調和設備工事
<p>土工事 (割り石、砂利、再生砕石)</p> <p>地業工事 (PC、PHC等くい類)</p> <p>鉄筋工事 (棒鋼、スパイラルフープ、既製開口補強材)</p> <p>コンクリート工事 (生コンクリート、エアモルタル)</p> <p>鉄骨工事 (鋼板、形鋼、平鋼、軽量形鋼、デッキプレート、アンカーボルト、高力ボルト)</p> <p>既製コンクリート等工事 (既製コンクリートブロック、ALCパネル、プレキャストコンクリート)</p> <p>防水工事(換算表を添付) (アスファルト防水、シート防水、塗膜防水、シーリング)</p> <p>石工事 (石、テラゾブロック)</p> <p>タイル工事</p> <p>木工事 (構造材、端柄材、造作材、板材、合板、以上の内指定するもの。)</p> <p>屋根工事 (屋根材)</p> <p>左官工事(換算表を添付) (外壁吹付材)</p> <p>建具工事 (金属製建具、木製建具、シャッター、自動扉)</p> <p>ガラス工事 (ステンドガラス)</p>	<p>受変電設備工事 (高低圧配電盤、電力機器、電線、ケーブル、電線管)</p> <p>直流電源設備工事 (蓄電池、整流装置、盤)</p> <p>自家発電設備工事 (発電機、エンジン、盤、消音器、燃料槽)</p> <p>幹線動力設備工事 (盤、電線、ケーブル、電線管)</p> <p>電灯コンセント設備工事 (分電盤、照明器具、配線器具、電線、ケーブル、電線管)</p> <p>電話設備工事 (電話交換機、電話機、端子盤、電線、ケーブル、電線管)</p> <p>放送設備工事 (アンプ、スピーカ、電線、ケーブル、電線管)</p> <p>電気時計設備工事 (親時計、子時計、電線、ケーブル、電線管)</p> <p>テレビ共同受信設備工事 (アンテナ、増幅器、電線、ケーブル、電線管)</p> <p>ITV設備工事 (モニター盤、ITVカメラ等ITV機器、電線、ケーブル、電線管)</p> <p>火災報知設備工事 (受信機、複合盤、総合盤、感知器、電線、ケーブル、電線管)</p> <p>ガス漏警報設備工事 (受信機、検知器、電線、ケーブル、電線管)</p> <p>防火戸自閉設備工事 (自動閉鎖装置、連動制御器、電線、ケーブル、電線管)</p>	<p>給水設備工事 (配管材、弁、ポンプ、受水槽、高架水槽)</p> <p>排水設備工事 (配管材、弁、排水金物、桝、マンホール、蓋、ポンプ)</p> <p>衛生器具設備工事 (衛生器具)</p> <p>消化設備工事 (消火栓器材、スプリンクラー器材、泡消火器材、特殊消火器材)</p> <p>ガス設備工事 (配管材、弁、燃焼機器類)</p> <p>その他監督員が指定するもの</p>	<p>空気調和設備工事 (ボイラ、冷凍機、冷温水発生機、空気調和機、冷却塔、熱交換器、製缶類、ポンプ、送風機、配管材、弁)</p> <p>換気設備工事 (送風機、排風機)</p> <p>排煙設備工事 (排煙機、排煙口)</p> <p>自動制御設備工事 (盤、自動制御機器)</p> <p>その他監督員が指定するもの</p>

## 材料検査を行う主な機器及び材料一覧表(2)

建築工事	電気設備工事	機械設備工事	
		給排水衛生設備工事	空気調和設備工事
<p>内装工事 (床フローリング材)</p> <p>仕上ユニット工事 (製作家具類)</p> <p>外構工事 (路床・路盤材、アスファルト舗装材、セメントコンクリート舗装材、インターロッキングブロック、間知石)</p> <p>植栽工事 (樹木、地被類、客土)</p> <p>その他監督員が指定するもの</p> <p>シャッター</p> <p>塗料</p> <p>製作家具類</p> <p>木造建築における木材</p> <p>ブロック建築における補強コンクリートブロック</p> <p>舗装材 (アスファルト、セメントコンクリート、インターロッキングブロック等)</p> <p>ネットフェンス</p> <p>その他監督員が指定するもの</p>	<p>避雷設備工事 (避雷突針、端子盤、電線、電線管)</p> <p>車路管制設備工事 (管制盤、車体検出器、灯具、電線、ケーブル、電線管)</p> <p>電波障害防除設備工事 (TV共同受信設備、調整器、電源供給器、鋼管ポール)</p> <p>その他監督員が指定するもの</p>		